

平成 28 年度第 2 回松前町総合教育会議 議事録

- 1 日 時 平成 29 年 3 月 16 日（木）午後 4 時 00 分～午後 4 時 30 分
- 2 場 所 松前町役場 3 階 301 会議室
- 3 出席者 <松 前 町>岡本町長
<教育委員会>本馬教育長、坪内教育委員、渡部教育委員
郷田教育委員、村上教育委員
<事 務 局>岡本教育委員会事務局長、米澤学校教育課長、
仲島社会教育課長
<会 議 進 行>山本総務課長
- 4 議 事 (1) 松前町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議
について
(2) 松前町教育委員会に対する補助執行に関する事務の協議につ
いて

5 議事内容

【総務課長】

ただ今から、平成 28 年度第 2 回松前町総合教育会議を開催いたします。

本日は、この総合会議に初めて出席される教育委員さんがおられますので、御紹介をさせていただきます。村上志穂委員さんでございます。

【村上委員】

村上志穂と申します。よろしくお願いします。

【総務課長】

ありがとうございました。それでは会次第によりまして進めてさせていただきたいと思います。まず始めに、岡本町長が開会の御挨拶を申し上げます。

【町長】

みなさんこんにちは。

今日は松前町内の中学校の卒業式ということで、みなさんにも各校に行っていたかと思いますが、すっかり春めいてまいりました。そんな中、年度末で忙しい中ではありますが、この総合会議を開催いたしましたところ、御出席を賜りましてありがとうございました。

本日の会議には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条第 4 項の規定によりまして、町長と教育委員会で事務の調整が必要な事項がございました関係で、開催をさせていただきました。

内容につきましては、教育委員会の権限に属する事務の補助執行、それと町長の権限に属する事務の補助執行、これにつきまして、整理をするということでございますので、どうぞ忌憚のない御意見を賜りますよう、お願い申し上げます。簡単ですが開会挨拶とさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【総務課長】

それではさっそく議題に入りますが、松前町総合教育会議設置要綱第6条では、会議の公開を規定しており、本会議は公開するものとされております。

本日は、傍聴希望者がおりませんので御報告いたします。

引き続き、設置要綱第4条1項の規定によりまして、町長が議長となります。この後の会の進行は岡本町長にお願いいたします。

【町長】

それでは議長を務めさせていただきます。円滑な進行に御協力よろしくお願い申し上げます。

まず議事に入ります前に、設置要綱第7条第2項の規定によりまして、議長が議事録に署名する構成員2人の指名をさせていただきます。坪内委員と村上委員の2名を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは早速議題に入ります。

まず議題1の松前町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議につきまして事務局の説明をお願いいたします。

(1) 松前町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

【総務課長】

参考資料1をお願いします。

この子ども子育て関連三法は、平成24年8月に成立をしております。

子ども子育て支援新制度は、幼児教育、保育、地域の子ども子育て支援を総合的に推進するものでございまして、平成27年4月からスタートし、主なポイントといたしまして、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の教育体制の創設として、子どものための教育保育の給付、それと地域の実状に応じた子ども子育て支援の充実を図ることとしております。従来からの子ども関連施設に係る事務で、福祉課それから学校教育課双方に重複する事務があることから、窓口を一元化することができないか協議を重ねた結果、事務の一元化を図ろうと考えているものです。

そのメリットといたしましては、入所施設を保育所と幼稚園とで迷っているお母さんがいる場合、福祉課、学校教育課、2課双方に相談する必要があり、申し込みの窓口もそれぞれとなります。

窓口が1つになれば、総合的な相談や申し込みも一本化され、子育てしているお母さん方にとっては負担が軽減され、サービスの向上を図ることができます。

また、教育と保育の両機能を持つ認定こども園に係る事務でも窓口が1つになり、事務の効率化が図られます。

一元化に向けた組織体制の考え方といたしましては、近隣市町では新しい部署を設置する場合は、首長部局または教育委員会に設置する事例があり、そ

れぞれにメリットがあるようでございます。

本町では、5つの町づくりを掲げておりまして、重要課題の1つとして、「安心して子どもを産み育てることができる町づくり」を目指しておりまして、町長部局に係を配置して、事務の一元化を図り、子育て支援の向上を考えております。

そこで、教育委員会の権限に属する事務の一部を、町長の補助機関である職員に補助執行をさせるものでございまして、平成29年4月からの実施を目指していきたいというふうに考えております。

その補助執行をさせる法的根拠でございますが、参考資料2にございます。これは、地方自治法を抜粋したものでございまして、第180条の7により、普通地方公共団体の委員会または委員はその権限に属する事務の一部を当該普通地方公共団体の長と協議し、普通地方公共団体の長の補助機関である職員をして補助執行させることができる、というふうに規定されております。この規定によりまして、補助執行をさせて今後の事務を進めて参りたいと考えております。

以上が教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議の説明になります。御協議の程、よろしくお願いします。

【町長】

事務局の説明が終わりました。ただいまの事務局の説明に対しまして、御意見や御質問がありましたら、よろしくお願いいたします。

【郷田委員】

教育委員会の仕事の一部を福祉課に持っていくという話ですね。

【町長】

そうですね。

【郷田委員】

教育委員会の仕事は楽になるんですか。

【教育委員会事務局長】

窓口の事務、先ほど、説明があったように、保育所と幼稚園の入園で迷っている場合に、1階（福祉課）と4階（学校教育課）両課に足を運ばないといけないのが、1階の福祉課で両方の話を聞けて、幼稚園か保育園かどちらか選べるようになること。そして、幼稚園に入所する場合、福祉課で入所の申し込みをすれば、後日入所決定通知書をいただけるということになり、事務の一元化ができますので、その面ではこちらも事務的には軽減はされます。

【渡部委員】

この補助執行に係る協議について、委員会内部で全く協議していなく、ひとつの結論としては出していません。今日、ここで結論を出すということになるんでしょうけども、本来ならば、事前に内部でメリット・デメリットなり協議して、本当は出すべきかなという気がします。

私としては、これが一元化で住民サービスに繋がることで、当然一元化は非常に良いことだろうと思いますし、町長さんが今推進しているこの施策について、やっぱり町長部局において直接町長さんの直属の所で、推進していただく方が良いのかなと。まさにこの資料のとおりでいいのかなという気がします。

【町長】

ありがとうございます。

ただ、町長直属にはならないんです。補助執行ですから、最終的な責任というか権限は教育委員会に残ったままで、事務を町長部局の職員が行うということでもあります。

【渡部委員】

一元化というのは、そこで見れるということですか。

【町長】

決裁関係は町長までは回ってくることはあります。

【坪内委員】

質問いいですか。一元化するメリットというふうに出ていますが、先ほどメリット・デメリットということが出たんですけれども、デメリットとして考えられること、これは特にはないんでしょうか。

【町長】

私自身は、あまりデメリットはないと思っていますが、事務局としてはどうですか。

【総務課長】

今のところデメリットは特にはないのではないかなというふうに考えています。

【坪内委員】

住民の側に立てばこれは本当に便利な窓口。一元化いうのはすごく良いと思います。教育委員会が楽になるか楽にならないか、それは別として。

【総務課長】

そういう意味で言えば、当然、福祉課の事務が増えることになりますので、その点においては、職員が少し大変になる部分はあるかと思います。

【町長】

それはですね、事務量が変わると、職員数の調整をいたします。

【坪内委員】

ということは、もっと具体的に言うと。

【町長】

場合によっては、教育委員会の職員を福祉課に持っていくということを考えなくてはならないということです。

【坪内委員】

教育委員会の人員が減るということでしょうか。

【町長】

場合によってはです。今手元に資料がないので、どのように措置したか申し上げることはできませんが、それは当然、事務量に応じた人員配置をしないとイケませんので、一人役を超える事務があれば異動させるということは考えないといけないと思っております。

【坪内委員】

教育委員会の様々な事務的なもの、全てを知っているわけではありませんが、垣間見るところによりますと、かなりの仕事が回ってきていると思います。文科省であるとか県であるとか、色々多岐にわたる色んな仕事が、新たな仕事が入ってきているというふうに思っているんですけども、教育委員会の方が一人事務員さんが減るというのが、減るかもしれない・・・

【町長】

事務が減るから減るということであって、事務を持って行っていただくということになるという訳であって、忙しいのはどこも一緒なので、公平にしないといけないという考えです。

【坪内委員】

公平に。そうですか。教育委員会のことをまたしっかり考えていただいて、よろしくお願いします。

【町長】

はい。

【教育長】

やっぱり私たちは、パブリックサーバーとして、住民サイドで行政サービスを考えていく。そういう意味では、こういうまずは事務の一元化っていうのは、私は望ましいことだと思っています。やはり、ただ単に事務を一元化するだけではなくて、その先も考えていかないとイケないと私は思っています。

それは、いわゆる単なる事務の一元化ではなくて、幼保一元化を今後、松前町がどう進めていくのか。例えば、一時預かりや延長保育が、幼稚園でできてないから定員が減ってきている。それで保育所の方に子どもは行っているといった現状を含めて、幼保の一元化を、例えば、職員の交流であったり、子育て支援課を作って両方を一体化するなど、近隣の市町でもやっている訳で、そういうことを視野に入れて、これをたたき台として私は進めていかないと、これだけ一元化しましたというのでは寂しいかなと思います。あと、やはり将来像を描く必要があるのかなと思います。

【町長】

今回のことは幼保一元化の取り掛かりの第一歩だと考えてはおります。ほかにありませんでしょうか。

先ほど、渡部委員さんからお話がありました、まずは教育委員会で意思決定をしてというお話についてどうでしょうか。

【渡部委員】

特にみなさんの意見がなければ。

【郷田委員】

基本路線はこれで良いと思います。改めて会議を持っても、これ以上出てこないと思います。

【町長】

ありがとうございます。

それでは、幼保の関係の窓口の一元化については、協議が整ったということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

【全委員】

はい

【町長】

ありがとうございます。

それでは続きまして、議題2 町長の権限に属する事務につきまして、松前町教育委員会に対する補助執行している事務がありまして、若干、整理が必要になっていきますので、その点について事務局の説明をお願いします。

【総務課長】

参考資料3を御覧ください。

現在、松前町教育委員会に対する補助執行に関する事務をしていただいているものがございます。それは、次のページを開けていただきますと、資料の別紙として、松前町教育委員会に対する補助執行に関する規則第2条で補助執行事務を別記させていただいております。

先ほどは、教育委員会の権限に属する事務を町長部局に補助執行させることについて、御協議をいただきました。第2条の1号につきましては、すべてこの協議が整いましたら、この1号についてはすべて削除されるようになります。これまで、町長部局だった事務を教育委員会部局で行っていただいておりますので、その事務が削除されます。

参考資料3の1点目に、補助執行をやめる事務を記載しています。

これは、規則第2条の3号に規定されております、地方教育行政の組織及び事務に関する法律第1条の4総合教育会議の設置・運営に関する事務、ただし同条第3項の招集に関するものを除くとなっておりますが、この総合教育会議の運営につきましては、現在、町長部局である総務課でその事務を行っています。そうした現状を踏まえて、この規定を削除させていただきたいと考えております。

2点目として、教育委員会に補助執行させる事務として、成人式に関する事務、男女共同参画に関する事務、人権擁護委員に関する事務を記載しています。

これは町長部局の事務を、現在、社会教育課で事務を行っており、この3つの事務が、この規則上では洩れておりますので、現状を踏まえて規則の整理をしたいと考えております。よろしくお願いします。

【町長】

子育て支援法に関する点については。

【総務課長】

参考資料3の別紙にあります、規則第2条1号の子ども子育て支援法のア～コにつきましては、従来町長部局で行っている事務を、現在は、教育委員会に補助執行しておりますので、今回、その事務が、町長部局（福祉課）に戻りますので、この1号のア～コにつきましては、今回削除させていただくことになります。

【町長】

ちょっと補足をしますと、1号の子ども子育て支援法関係の事務については、その中身が幼稚園と保育所に関する事務があります。幼稚園は、教育委員会ですべて所管していましたので、子ども子育て支援法の幼稚園部分については教育委員会で一緒に事務を行った方が、事務的には、効率的で合理的ということで、幼稚園に係る部分について、今まで補助執行していただいていた訳で、この1号のア～コまでの規定があります。

今回、幼保一元化で福祉課において、幼稚園も一緒にすることになったので、これらの事務について、本来、町長部局でやることにするというので、まずこの規定を削除する必要があります。

もう1点は、総合教育会議に関する事務について、総合教育会議が設置された時には、教育に関することを扱う会議なので、事務局を教育委員会が行う方が良いでしょうという考えでありました。それで、法律上は、町長の権限に属する事務ですけれども、教育に関することであれば教育委員会で事務をした方が良いでしょうということで、補助執行で整理をしました。

ところが、実際に動かしてみると、町長部局から発案をすることが多く、実際のところ総務課が中心となっている実情が、これまで1年半位ほど続いていますので、補助執行を止めて、町長部局である総務課で、事務を行う方が適切であると判断して、実状に合わせて今回、整理をしようというのが総合教育会議に関する部分です。

それから、成人式、男女共同参画、人権擁護に関しては、かつては、補助執行についての考え方が十分徹底されていなかったのか、実際は、ずっと以前からこの事務を教育委員会に補助執行していただいているところですが、規定上の整理ができていなかったということでありまして、これまでもずっとその事務は教育委員会で行っていただいておりますので、それを規則上において整理する必要があるということで、今回追加をしようとするものであります。何かご質問がありましたらよろしくお願いいたします。

【教育長】

過去からの流れもあるものの、何でこの事務を教育委員会で行っているのか疑問を持っている事務がありますが、町長になられてから、こうして整理をしていただけることは大変ありがたいです。

ただ、男女共同だったと思いますが、この事務が一番立ち上がった時は、別の課で、この事務に精通する担当者がいたそうです。その担当者が社会教育課に異動したら、その担当者と共に社会教育課に男女共同事務がくっついてきたらしいんです。

こうして、今回のように、事務の整理をしていただけたら、教育委員会で、きちんと事務を進めていくことができます。まだ、ほかにもこうした事務があるのではないかなと思いますので、またその時には、ぜひ整理をお願いしたいと思います。

【町長】

制度としてきちっと協議して、補助執行というかたちで整理をしないと本来おかしい話ですので、洩れているものを整理しようということで、今回整理をしようとするものです。

【渡部委員】

教育長さん、整理ということで言われたように、男女共同参画の事務は、我々もなぜ教育委員会にあるのかずっと疑問に思ってきたので、こういう機会があれば、もう一度原点に帰って、この事務を本当に教育委員会に補助執行させるのが良いのかどうか、できたらそこまで遡って検討いただくのが、本当は良いのではないかなというような気がするんです。

ほかのそういう事務は過去の流れで、過去にやっていたから、教育委員会にという事務をいくつか聞いています。それが本当にいいのかどうかという、やっぱりこの事務をどこがやるのが適正なのかということを、きちっと原点に帰って検討しないと、教育委員会の職員にさせる場合に、何で教育委員会がしているのかなという疑問を持ちながらやっている職員もいるわけですね。そういう所をきちっと説明してやらないと、やっぱり事務が円滑に進まない。これをもう一度、もしご検討いただけるならば、そういう事務は検討いただきたいなという気がします。

【町長】

私もなぜそうなっているのかというのは、先ほどの話を初めて聞いたばかりで、承知をしていない部分もありますけれども、ただ、今の段階ではかなり歴史を積み重ねておりまして、ノウハウ等も今は、教育委員会の方が持っているという状況がありますので、今後の検討課題かなという受け取り方、見方をさせていただきます。

【渡部委員】

男女共同につきましては、特に町長さんが、女性に優しい町づくりを掲げて

いらっしゃいます。その一連の施策でもあるのかなという気がするんです。関連施策として。だから、ここをもしそういう位置づけされるのであれば、元に戻す方がいいのかなと個人的に思ったりして今話しています。

【町長】

確かにそういう考え方もあるかもしれませんが、ただ、補助執行ですので最終的に決裁は行うことになります。

【渡部委員】

補助執行が良いのかどうかというのはですね、対外的に。

【町長】

今後の検討課題にさせてください。

4月からという具合にはなかなかいかないところがありますので。

ほか何かご意見ございませんでしょうか。

ないようですが、今回は、整理ということがほとんどではございますけれども、協議が整ったということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

【全委員】

はい。

【町長】

ありがとうございました。

それでは、今日予定しておりました議事につきましては終了いたしました。お忙しい中、御出席いただきまして、貴重な御意見ありがとうございました。

それでは、議事を終了させていただきまして、進行を事務局にお返しします。

【総務課長】

皆さん本日は誠にありがとうございました。本会議結果につきましては、改めまして事務局で議事録を作成し、後日、確認の上ご署名をいただきますのでよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、平成28年度第2回松前町総合教育会議を終了させていただきます。お疲れ様でした。ありがとうございました。